

新在留資格

首相「社会の一員として」

外国人材で閣僚会議

政府は24日、新たな在留資格創設による外国人労働者の受け入れ拡大に向けた関係閣僚会議の初会合を首相官邸で開いた。介護など人手不足が深刻な分野で、従来よりも長く働けるようにすることが狙い。安倍晋三首相は2019年4月の新制度導入を目指し、関連法案提出や受け入れ業種の選定など準備を速やかに進めるよう指示した。

(福田敏克)

首相は「外国人を社会の一員として受け入れ、円滑に生活できる環境を整備することは重要な課題だ」と述べ、来日後の生活全般にわたる支援策を検討するよう求めた。その検討

そこでは①医療・保健・福祉サービスの提供②子どもの教育の充実③社会保険の加入促進——などを挙げた。政府は、移民政策はとらないとしているが、事実上、来日した外国人に定住してもらう環境を整える方針。年内にも具体的な対応策をまとめる。

新たな在留資格創設は6月15日閣議決定の骨太の方針に入った。一定の技能水準を持つ人や技能実習を修了した人を対象に最長5年の在留を許可する。働く分野としては介護のほか建設・農業、宿泊、造船を想定する。滞在中に介護福祉士を取得するなど高い専門

性のあることが担保されること、無期限の在留や家族の帯同も可能とする方向で検討する。なお、25日付の日本経済新聞が「介護人材1万人受け入れてベトナム政府と合意」と報じたことについて、政府は本紙の取材に対し「協議はしているが合意はしてはいない」(内閣官房健康・医療戦略室)と否定した。ベトナムでの日本語・介護の教育に熱心な日本国内の介護事業者(12社)を政府が「優良法人」と選定し、その12社が19年度までに技能実習生3000人程度を受け入れる見通しであることは報道の通りと認めた。

内容は「受け入れにあたっての総合的対応策(検討の方向性)」と題した資料で示した。

ベトナム政府は、日本で働くことを希望する人の日本語習得を最も気にしている。日本政府は日本語教育に力を入れる事業者があることを確認した上で、同国に伝達したという。担当者は「受け入れの環境を整えるものであって、促進はしない」としている。